

第5章 包括的子育て支援施策

第1節 施策の展開

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

家庭は子どもが健やかに育つ基本的な場であり、子育ての主体者である保護者が家族の状況や子どもの発達に応じた子育てができるよう、母と子の健康づくり、子育て支援センターの充実、経済的支援など、家庭における子育てを支援します。

■ 主要施策

- 1) 親と子の健康を守る体制の充実
- 2) 保護者の悩みの軽減やリフレッシュのための交流機会の充実
- 3) 子育てに関する相談体制・情報提供の充実
- 4) 特に援助を要する子どもや家庭への情報の提供や支援の充実
- 5) 経済的支援

1) 親と子の健康を守る体制の充実

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い、親子が健康で安心して暮らせるよう努めます。また、子どもの成長を保障しながら、発達に関する課題等を早期に発見し、治療や療育につながる支援を行います。引き続き、医療機関等と連携の強化を図るとともに小児専門医による診療が可能な医療機関の誘致を含め最適な方法を検討し、子どもの健やかな育ちと安心した子育て環境の充実を図ります。

①健康診査・予防接種の充実

No.	事業	内容
1	妊婦一般健康診査	妊娠届出時に保健師が全妊婦と面接相談を実施します。妊婦一般健康診査受診票を14回分、超音波検査受診票を6回分発行し、母子にとって安全な分娩と健康な子どもの出生に努めます。
2	妊婦健康診査等交通費助成事業	町内に産科医療機関がないため、妊産婦が安心して出産できる環境の基盤づくりとして、妊婦健診、出産及び産後健診を対象として交通費を助成します。

No.	事業	内容
3	乳幼児健康診査	4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健診を行います。乳幼児の成長発達を確認し、早期に治療や療育を図るとともに、育児支援や健康的な生活習慣づくりを支えるために、小児科医師、保健師、栄養士、子ども発達支援センター職員による診察と相談の場をつくります。 また、子育て支援センターなど関係機関と協力し、安心して子育てができるよう支援を行います。
4	乳幼児歯科健康診査	1歳6か月児歯科健診、3歳児歯科健診等、健診や保健指導を行うことにより、正しい歯磨き習慣の実践を普及し、むし歯予防に努めます。
5	各種健診の実施	子育て世代の方を対象にフレッシュ健診の他、各種がん検診等を実施します。健診結果により、生活習慣改善のための保健指導を実施します。
6	小児期定期予防接種	感染症予防のため予防接種法に基づき、ヒブ、小児肺炎球菌、4種混合、MR等の定期予防接種を実施します。 接種率の向上を図るため、受けやすい体制の整備に努めます。また、家庭訪問や乳幼児健診時など対象者には個別に周知する他、町ホームページや広報など周知の強化及び関係者との連携に努めます。
7	小児期インフルエンザ予防接種助成事業	任意予防接種であるインフルエンザ予防接種について、重症化を予防することを目的に接種費用の助成を行います。
8	中学生におけるピロリ菌検査及び除菌治療費等費用助成事業	ヘリコバクター・ピロリ菌を早期に発見し、治療に結び付けることで胃の疾患等のリスクを減らすため、中学校2年生を対象に検査費及び除菌治療費の助成を行います。

②健康相談・健康教育の充実

No.	事業	内容
9	子育て世代包括支援センター事業	全妊婦への家庭訪問を実施し、妊娠・出産・子育ての相談に応じます。必要に応じて医療・福祉等関係機関との連携のもと支援を行います。 5歳児の発達や育児実態を把握し、就学までの相談支援を行う「すくすく相談」を実施します。
10	健康相談	妊娠期から子育て期を健康に過ごせるように、親子の健康の保持増進や育児不安の軽減を図るため、来所面談や電話による個別相談と保健指導を行います。
11	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	新生児期の児と母親へ家庭訪問を行い、母子の健康状態の確認、産後うつ予防と早期発見、母乳育児の推進、育児不安の軽減を図ります。

No.	事業	内 容
12	訪問相談	乳幼児健診の事後訪問など、子どもの健康や健やかな成長発達を促すため、家庭訪問による相談と保健指導を行います。
13	健康教育	子どもの健康を守るため、町や教育委員会、学校など関係機関が連携し、健康教育を実施します。
14	食育の推進	離乳の時期から適切な食生活の基本を学ぶ場として、離乳食教室を実施します。また、子育て支援事業や子どもプレイハウスなどで調理体験や講話など食に関する健康福祉出前講座を実施し、食生活の大切さを見直す機会とします。 実施にあたり、食生活改善協議会をはじめとする他機関や関係団体と連携を取りながら推進します。
15	フッ化物洗口	北海道医療大学との連携により、未就学児童及び小学生・中学生に対してフッ化物洗口を実施し、早期からの虫歯予防を推進します。

③医療体制と情報提供の充実

No.	事業	内 容
16	医療機関の誘致	地域医療体制確保のため医療機関誘致については、小児専門医による診察が可能な医療機関の誘致活動を積極的に行います。
17	休日・夜間診療	急病に対処するため、近隣市町村や医師会等関係機関との連携を強化しながら、休日・夜間診療体制の確保に努めます。
18	小児の健康や安全を守るための情報提供	よくある小児の疾患の症状や対処方法、事故防止の意識づけと予防方法、新生児股関節脱臼やSIDSなどの疾患の予防方法、予防接種の勧奨、医療機関へのかかり方等について家庭訪問や健康相談の場でのアドバイス、ホームページなどを活用し、情報を提供します。
19	救急医療情報案内の情報提供	医療機関に関する必要な情報や夜間の小児救急電話相談や救急安心センターさっぽろなど病気で困った時に役立つようホームページなどを活用し、情報を提供します。

2) 保護者の悩みの軽減やリフレッシュのための交流機会の充実

核家族やひとり親が増加する傾向にある中で、親自身が赤ちゃんとふれあう経験をもたずに育ったり、ひとりで子育てについての悩みや負担感・不安などを抱えこんだりするケースが増えています。多様なサービスを実施することにより、保護者の悩みの軽減やリフレッシュの機会の提供に努めます。

①保護者のリフレッシュや社会活動の支援

No.	事業	内容
20	リフレッシュ預かりの実施	保護者の育児疲れ解消や私的理由により、一時的に子どもを預けることができる一時預かりの利用促進を図ります。
21	ファミリー・サポート・センターの事業の充実	安心して子育てができるように、子育ての援助を受けたい人と援助を行える人が会員となり、子育てを助け合う会員組織であり、子育て家庭を支援するファミリー・サポート・センター事業の利用促進を図ります。また、ひとり親家庭等の利用支援に取り組みます。

②保護者の交流機会の充実

No.	事業	内容
22	地域子育て支援センター事業の充実	地域の関係機関などとの連携を図りながら、子育て家庭の不安や悩みについての相談をはじめ、あそびの広場や子育て講座・イベントの開催、子育てサークルなどへの支援及び保護者同士や地域住民との交流機会の提供などを行い、地域子育て支援センターの充実及び利用促進を図ります。

3) 子育てに関する相談体制・情報提供の充実

育児の悩みや不安は「配偶者」、「親や兄弟」、「隣近所の人、地域の知人」に相談することが多くなっています。保護者の相談が多岐にわたり、専門性も必要とされることから、研修会などに参加して能力の向上に努めるとともに、必要に応じて専門家のアドバイスを受けられる機会の充実に努めます。情報の提供については、子育てマップの作成・配布やホームページ、広報誌により、充実を図ってきました。今後も、すべての家庭が必要な情報を得られるよう子育て情報提供の充実に努めます。

①子育てに関する相談体制の充実

No.	事業	内容
23	子育て支援センター等の相談体制整備	子育て支援センターでは、いつでも気軽に子育ての相談を受けることのできる場と体制の整備に努めます。また、子ども発達支援センターにおいても、相談支援専門員による相談支援事業を実施し相談体制の充実に努めます。
24	児童相談所等との連携強化	児童相談所や認定こども園、学校などとの連携を深め、子どもの健全な育成のための相談や支援体制の充実に努めます。
25	主任児童委員・民生児童委員相談体制の促進	主任児童委員、民生児童委員との連携を図り、地域における相談体制の促進に努めます。

②子育てに関する情報提供の充実

No.	事業	内容
26	子育てガイドブックの充実	妊娠、医療、制度や遊び場、施設等、子どもや子育てに関する情報を掲載した子育てガイドブックの内容充実を図ります。
27	インターネットなどを活用した情報提供の充実	町広報誌やホームページ、ポータルサイトを活用し、子どもや子育てに関する各種講演会や地域活動などの情報を積極的に提供していきます。

4) 特に援助を要する子どもや家庭への情報の提供や支援の充実

障がいや発達に遅れのある子どもの訓練や指導により発達を促すとともに、障がいのあるなしに関わらず幼児期から子ども同士が交流し刺激しあえる場の充実を図り、物理的、精神的バリアフリーの普及に努め、さまざまな人が共生できる地域づくりに努めていきます。また、支援を必要とする家庭や児童に対して相談や援助体制の充実に努めます。

①障がい児や発達に遅れ、不安のある子どものいる家庭への支援の充実

No.	事業	内容
28	早期療育相談の充実	乳幼児期の障がいの発見から早期療育への適切な移行が行われるよう、教育・保育・福祉・保健・医療など各関係機関と密接な連携を図り、継続的な相談支援体制の充実を図ります。また、成長に対する保護者の「不安や悩みを聞く」体制づくりを促進します。
29	子ども発達支援センターの充実	子ども発達支援センター機能の充実を図り、安心して利用していただける環境を整備していきます。また、指導員の積極的な研修参加等により資質能力の向上に努めます。

No.	事業	内容
30	就学前障がい児への教育・保育の推進	認定こども園での障がい児保育などを通じて、障がい児や発達に遅れのある子どもの教育を推進します。
31	心身障がい児ホームヘルプサービスの充実	日常生活を送るのに著しく支障のある重症心身障がい児、身体障がい児、知的障がい児のいる家庭へのホームヘルパー派遣を充実します。
32	保護者などの交流支援	障がい児や発達に遅れのある子どもの保護者同士が交流する機会を設け、積極的に療育へ取り組むことができるよう支援します。
33	医療的ケア児への支援	医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係機関が連携を図るための協議の場を設置していきます。

②ひとり親家庭などへの支援の充実

No.	事業	内容
34	母子福祉資金貸付事業の推進	母子・父子家庭などの経済基盤の安定への支援として、生活に必要な資金や修学資金の貸付を推進します。
35	ひとり親家庭への相談体制の充実と医療費助成事業の推進	ひとり親家庭の生活や子どもに関する心配事などについて、母子相談員や家庭児童相談員などと連携し、きめ細やかな対応を図るとともに、医療費助成事業を推進し、子どもの健全育成と福祉の推進を図ります。

5) 経済的支援

子どもを育てる家庭にとって、医療費、養育費や教育費など、経済的負担は大きいものがあり、こうしたことも少子化進行のひとつの要因とされています。アンケートでは、経済的支援の拡充を求める回答も多いことから、児童手当や幼児教育・保育の無償化などの国の施策に基づく子どもへの支援を実施するほか、町独自の支援策についても検討を進めていきます。

①医療費などの支援の充実

No.	事業	内容
36	乳幼児など医療費助成の推進	乳幼児などの医療費の一部を助成し、疾病の早期発見と早期治療を促進することにより、子どもの健やかな育成を支援します。 なお、町独自の支援策として、令和2年8月より通院医療費助成を拡充し、小学校卒業まで無償（初診時一部負担金のみ）といたします。 また、医療費助成のさらなる拡充については検討を進めていきます。

②教育・保育費などの支援の充実

No.	事業	内容
38	就学前の教育・保育にかかると成	<p>認定こども園等の保育料について、幼児教育・保育の無償化の対象外となる課税世帯の3歳未満児童第2子にかかる保育料の無償化事業を継続して実施します。</p> <p>また、認定こども園等の教材費や給食費など実費徴収費用への助成は、生活保護世帯を対象に実施します。</p> <p>なお、さらなる支援の拡充についても利用者ニーズを踏まえ検討していきます。</p>
39	就学援助費	<p>小中学校に就学する児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、経済的な理由により学用品や給食費などの負担が困難な世帯に対し援助を継続していきます。</p>



基本目標2 子育てと仕事を両立できるサポート体制づくり

共働き世帯が増え、就労形態が多様化する中、子育てと仕事が両立できるよう、多様な保育サービスの提供、放課後児童対策の充実、子育てに配慮した職場環境の整備促進など、子育てと仕事の両立を支援します。

■ 主要施策

- 1) 多様な教育・保育サービスの充実
- 2) 放課後における児童の健全育成事業の充実
- 3) 子育てと仕事を両立できる職場環境の整備

1) 多様な教育・保育サービスの充実

多様化した教育・保育のニーズに応え、子育てをしている人が安心して働くことができるよう、利用しやすいサービスの充実に努めます。また、教育・保育環境の充実に図るため、保育教諭などの研修や施設環境の改善・充実に推進します。

①教育・保育環境の充実

No.	事業	内容
40	認定こども園の教育・保育環境の充実	子ども・子育て支援新制度に基づき、適正な教育・保育環境を整備に努め、保育教諭の確保や保育体制の充実に向けた施策を実施します。 また、幼児教育活動の充実に向け町内認定こども園と連携した取り組みを進めます。
41	保育教諭などの研修参加促進	教育・保育の質の向上の観点から、保育士資格と幼稚園教諭資格の両資格を有する人材が求められており、資格取得に対する支援を行うほか、研修への参加を促進し、保育教諭などのスキルアップを図ります。
42	地域交流事業の実施	認定こども園などの教育・保育施設においては、小・中学校、高校、福祉施設、地域団体などとの連携を図り、地域との交流を深める活動を行っていくとともに、地域全体で子どもを育む気運の醸成を図ります。

②多様な保育事業の充実

No.	事業	内容
43	延長保育の推進	保護者の多様な就労形態（勤務時間）等に対応できるよう、通常の保育時間を超えた延長保育を推進します。
44	一時預かり事業の推進	パート労働などによる不規則な保育ニーズや保護者の傷病などによる短期の緊急保育、子育てのリフレッシュなどに対応するため、一時預かり事業を推進します。
45	障がい児保育の充実	日中、家庭で保育できない障がい児を受け入れ、関係機関と連携しながら、一人ひとりの障がいや発達に応じた保育サービスの充実に努めます。

2) 放課後における児童の健全育成事業の充実

放課後の児童の過ごし方は多様化していますが、時間によっては、家で子どもだけで、あるいは一人で過ごす子どもも見られます。現在実施しているプレイハウスにおいて、学習習慣の定着に向けた取組や多彩なスポーツや体験活動の充実を図り、児童の健全育成を推進します。

①子どもプレイハウスの充実

No.	事業	内容
46	運営・施設・設備の充実	放課後や土曜日、学校休校日に子どもたちが遊びや学習など自主的な活動ができる場を整備すると共に、保護者が、安心して就労できる環境をつくることで子育て支援体制の充実を図ります。また、当別子どもプレイハウスについては、令和4年度の義務教育学校新設（予定）に伴い新校舎に移設します
47	指導内容の充実	適切な指導員数を確保するとともに、研修機会を充実し、指導内容の質的向上を図ります。また、小学校や保護者との連携を密にし、情報を共有しながら児童への指導内容の充実を図ります。

②障がい児の放課後児童対策の充実

No.	事業	内容
48	社会福祉法人「ゆうゆう」との連携	社会福祉法人「ゆうゆう」との連携を図り、レスパイトサービス（障がい児の一時預かり）や放課後等児童デイサービスなどの各種事業・活動を推進します。

3) 子育てと仕事を両立できる職場環境の整備

子育てと仕事を両立させる上で、子どもが病気になったときや急な残業が入ったときなどの対処、子どもと接する時間の少ないことなどが悩みとなっているほか、休暇が取得しづらいなど、職場の「子育て」に対する理解が十分には得られないといったケースも見られます。

子育てと仕事の両立が可能となる職場環境の充実を目指し、育児休業取得の推進、育児に対して理解のある職場環境となるよう、啓発活動を推進します。

①働き続けることができる環境の整備促進

No.	事業	内容
49	仕事と生活の調和の実現	有給休暇や育児休業などが取得しやすい、子育てに対して理解のある職場環境づくりを進めるため、ワークライフバランスに関する啓発に努めます。



基本目標3 子どもや子育てに優しい生活環境づくり

子どもたちがすこやかにのびのびと生活し、安心していきいきと遊ぶことができるよう、公共施設、公園、安全な道路環境の整備など、子どもや子育てに優しい環境づくりに努めます。また、子どもを犯罪などの被害から守るための活動を推進します。

■ 主要施策

- 1) 子どもの視点に立った遊び場の整備や交流機会の確保
- 2) 子どもや子育てに配慮したまちづくり

1) 子どもの視点に立った遊び場の整備や交流機会の確保

子どもたちがのびのびと遊び、当別の自然や歴史・文化などとふれあうような、安全な遊び場の整備を推進します。

また、子どもの目線に立ち、年齢の異なる子どもや心身に不自由のある子どもたちも一緒に遊ぶことのできる空間や機会の確保に努めます。

①地域の活動拠点の確保

No.	事業	内容
50	学校施設の地域開放の推進	地域の親や子どもの活動の場として、体育館やグラウンドなど学校施設の開放に努めます。
51	社会教育施設の活用の推進	地域の子どもの活動場所として、総合体育館、白樺コミュニティセンター、西当別コミュニティセンター、町立図書館（ふくろう図書館）及び分館などの社会教育施設における子どもを対象とした事業を充実するとともに、施設の活用を推進します。

②公園・緑地などの整備の推進

No.	事業	内容
52	公園・緑地環境の整備・充実	公園、緑地など自然を生かした憩いの場や環境の保全・改善及び景観の向上を図るための整備を進め、安全な遊び場を提供するため、遊具等施設の点検整備、修繕などの維持管理を行います。

③居場所づくりの充実

No.	事業	内容
53	土曜日の子どもの居場所の充実	土曜日の子どもの居場所づくりのために、北海道医療大学や地域住民有志等のボランティアと連携し、当別小学校や西当別小学校などを利用した子どもの体験活動を推進します。

2) 子どもや子育てに配慮したまちづくり

歩行者に配慮した道路の整備や公共交通機関の確保、公共施設のバリアフリー化など、子どもや子育てに配慮した施設整備などにより、子どもや妊産婦、親子連れが安心して外出し、社会参加できるまちづくり、当別らしいまちづくりを進めます。

①子どもや子育てに配慮した施設整備の推進

No.	事業	内容
54	道路環境の整備・充実	安心して通行・通学できる道路空間を確保するために、歩きやすい歩道などの整備や、街路灯・防護柵・標識などの交通安全施設等の整備を促進します。

②安心して外出できる交通機関の確保

No.	事業	内容
55	公共交通機関の整備	安心して外出ができるように、「地域の足」である公共交通を確保しつつ、デマンド（予約型）バスやバスロケーションシステムの導入等、利便性の向上を図り、持続可能な公共交通体系の構築を推進します。

③子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

No.	事業	内容
56	「子ども110番の家」の設置推進	子どもが危険を感じたり、被害にあった場合に駆け込める「子ども110番の家」の設置を促進するとともに住民への啓発活動の充実に努めます。



基本目標 4 子どもの心と体のバランスを育む教育環境づくり

多様な体験的学習を充実し、地域で人々とのふれあいを通して、人を思いやる「やさしさ」を身に付けるとともに、健康でたくましい体を育むことができるよう、学校、家庭、地域の連携を図り、総合的な教育と健全育成を推進します。また、当別町固有の豊かな自然環境を生かした教育や豊かな知性や情操を育てる教育を促進します。

■ 主要施策

- 1) 就学前教育の充実
- 2) 就学児童・生徒の教育・相談体制の充実
- 3) 多様な活動・体験機会の確保

1) 就学前教育の充実

子どもの成長にとっては、集団での遊びや直接的及び間接的体験を通じて、感性、協調性、社会性など人間形成の基礎を培うことが必要なことから、認定こども園と連携して当別町の幼児教育を推進していきます。また、小学校への就学に向けた、連携・サポートの充実を図ります。

①就学前教育の充実

No.	事業	内容
57	就学前教育の充実 (認定こども園など)	町内認定こども園と連携し読み聞かせや英語あそび、各種スポーツ活動、自然環境を生かした体験活動などをバランスよく取り入れ、遊びを通じた学びの中から子ども達の健全な心と体を育む取組を推進します。 また、特に支援を必要とする子どもへの教育や保育に関し適切な支援を行います。 なお、学びの連続性を踏まえ幼児教育から小学校教育へのスムーズな接続に向け、町内認定こども園と小学校の連携を促進し「幼保小接続プログラム」の推進に努めます。

2) 就学児童・生徒の教育・相談体制の充実

自ら考え創造する力を育てる学習指導・豊かな心で実践する力を育てる生徒指導・生命を尊ぶ態度と強い身体を育てる健康安全指導の充実を図り、知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒の育成に努めます。

また、学校や家庭、地域、行政が連携し、低年齢化する青少年の犯罪や非行を防ぎ、青少年の健全育成・児童生徒の安全確保に努めます。

①教育・相談体制の充実

No.	事業	内 容
58	学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金（学校を核とした地域力強化プラン）を活用した地域学校協働活動本部事業の実施	地域全体で町立学校の活動を支援することにより、地域の教育力活性化と児童生徒の健やかな成長を図ることを目的として、当別町学校支援地域本部運営委員会を設置し、地域学校協働活動本部事業を推進します。
59	基礎学力の取得の促進	学習指導要領に沿った基礎・基本を定着させ「知・徳・体」のバランスのとれた力の育成を図ります。
60	特色ある教育活動の推進	豊かな心を持ち、たくましく生きる人間となるよう地域に親しみ郷土を愛する勤労・伝承体験活動教育、ボランティア教育、国際理解、情報教育など創意に富む特色ある教育活動を推進します。
61	障がいなどのある児童生徒の教育の充実	児童生徒の特性に応じた適正な教育環境を整えるために、特別支援教育を推進し、幅広い交流活動を進めるなど、特別支援教育の充実を図ります。
62	交通安全教育の推進	新入学児童を対象とした交通安全教室、自転車の正しい乗り方などの交通のマナーを指導する交通安全教室など、交通安全教育を推進します。
63	思春期保健対策の充実	子どもの発達段階に応じて、医療機関・保健機関などと連携を深めながら、性や性感染症の教育、喫煙や薬物に関する正しい知識の普及・啓発を図っていきます。

②関係機関の連携の強化

No.	事業	内 容
64	関係機関連携による相談・指導体制の充実	学校と家庭、地域社会、関係機関と連携し、生徒指導や教育相談体制の充実と問題の未然防止の啓発などに努めます。
65	いじめ・不登校などについての対応の強化	アンケート調査などを通して個に応じた成長への支援を推進します。また、心の成長と心のあり方に関わる問題を、解決へ導くスクールカウンセラーの配置や、不登校児童生徒の学校復帰を支援するため適応指導教室への通級を促進します。

③学校施設・設備の整備

No.	事業	内容
66	施設・教材・設備の整備	<p>学校図書や教育教材の充実、教育用コンピュータの整備を図るとともに、教育内容の多様化に対応した多目的スペースや特別教室の整備を進めます。</p> <p>また、当別小学校及び当別中学校は、令和4年度開校（予定）の義務教育学校新設により教育環境の充実を図ります。</p>

3) 多様な活動・体験機会の確保

次代を担う子どもが心豊かに、たくましく生きる人間に成長することを基本とし、学外活動として多世代や異文化と触れ合いながら、個性を伸ばし創造性を育み、自ら学ぶ意欲と自然や郷土文化、地域社会への理解を深めるための体験の場や機会づくりに努めます。

①PTA活動の推進

No.	事業	内容
67	ふれあい活動の促進	<p>親子工作、親子レクリエーション、リサイクル活動、バザー、各種研修会など、親と子、教師、地域住民のふれあいを深めるさまざまな活動を支援します。</p>

②スポーツ活動の推進

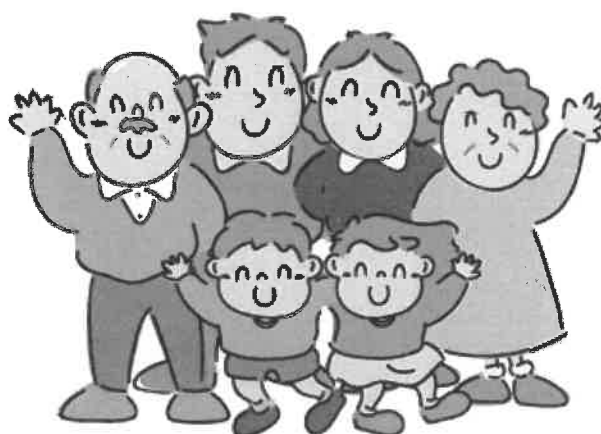
No.	事業	内容
68	小学生のスポーツ活動の推進	<p>スポーツ推進委員によるニュースポーツチャレンジ、総合型地域スポーツクラブによるスポーツ教室やスポーツイベントなど、気軽にスポーツに取り組めるよう小学生対象のスポーツ事業を実施するほか、スポーツを通じた青少年の健全育成を促進するために、スポーツ少年団の活動を支援します。</p>
69	親と子のふれあいの機会の拡充	<p>親子で気軽に参加できる活動機会の提供を図ります。</p>

③文化活動の推進

No.	事業	内 容
70	ブックスタート、ブックセカンドの実施	10ヶ月健診時、小学校入学時に絵本を寄贈し、読み聞かせ方法や読書の大切さを伝えながら、親子のつながりを深めるきっかけづくりと家族ぐるみで読書習慣を高めていくことを推進します。読み聞かせサークルの協力により、読み聞かせ指導や子育て相談を実施します。
71	子育てを考えるつどいの開催	児童の父母を対象に、子育てやしつけについて学習する機会を設け、子育てのあり方を考える機会を提供します。

④地域活動の促進

No.	事業	内 容
72	子ども会・育成会への支援	子ども会リーダー及び育成指導者研修会、ジュニアリーダー研修会など指導者やリーダーの養成に努め、地域で世代を超えた交流の場としての子ども会の活動の活性化を支援するとともに、デイキャンプや新春子どもかるた大会など、各地域の子ども同士の交流を支援します。
73	ボランティア活動の促進	ジュニアリーダー活動などをおし、子どもたちのボランティア活動を促進し、奉仕の心を育みます。
74	少年の意見発表会の開催	町の小中高校生を対象に、少年の意見発表会を開催し、日常生活の中から感じていることを発表する機会を提供するとともに、健全育成に必要な知識を深めます。



基本目標5 子どもや子育てに関する意識づくり

女性の出産、子育てに対する不安や負担が軽減されるよう、家庭における男女共同参画の考え方を普及していくとともに、地域全体で子どもを育てる意識づくりを進め、子育て家庭への支援の輪を広げていくよう努めます。

■ 主要施策

1) 家庭と地域の「子育て力」の育成・強化

1) 家庭と地域の「子育て力」の育成・強化

家庭においても、父親と母親との男女共同参画の意識と実行が基本ですが、社会全体においては未だ男性の家事・育児への参加度合いが低いのが現状です。家庭における男女共同参画意識を向上していくとともに、それを支える地域の子育て支援の輪を広げるよう努めます。

①地域の子育て支援

No.	事業	内容
75	子どもに関わる地域の体制の整備	学校教育活動充実のため、学習支援、読み聞かせ指導、安全指導、環境整備など、学校が必要とする活動について、地域住民をボランティアとして派遣します。 また、ファミリー・サポートセンターにおいて子育て支援ボランティアの育成を推進し、地域による子育て支援体制の充実に努めます。
76	青少年育成指導者の養成	地域における青少年を育成し、活動を支援する青少年育成指導者の養成を推進します。

②男女共同参画による子育ての推進

No.	事業	内容
77	男性の積極的な家庭参画の推進	男女共同参画社会の形成に向けて、従来の「夫は外で仕事、妻は家庭で家事・育児」という性別による役割分担意識をなくすため、普及啓発に努めます。

基本目標6 子どもの権利を尊重する意識づくり

子ども一人ひとりの利益が最大限尊重されるよう、「児童の権利に関する条約」、「児童虐待防止」の普及・啓発、子どもの視点や意見をまちづくりに反映されるための取り組みを進めるなど、子どもの権利を尊重する社会の育成に努めます。

■ 主要施策

1) 児童の権利を尊重する社会の育成

1) 児童の権利を尊重する社会の育成

子どもの人権の尊重については、児童の権利に関する条約をはじめ、児童憲章、児童福祉法、教育基本法などにおいても明記されています。しかしながら、日常生活ではその認識はまだまだ希薄であり、子どもたちを取り巻く環境には、いじめや不登校、家庭内の虐待問題、青少年の非行などさまざまな問題があり、その傾向はますます強まりを見せています。

次代を担う子ども一人ひとりを尊重し、健全に育てていくことの大切さへの理解を深め、社会全体で子どもの守り育てていく、子どもにやさしいまちづくりの実現に努めます。

① 「児童の権利に関する条例」の普及及び児童虐待対応の強化

No.	事業	内容
78	「児童の権利に関する条約」の普及	子どもの権利を尊重し、子どもがのびのび、生き生きと育つ社会づくりをめざして、「児童の権利に関する条約」の啓発・広報を図り普及に努めるとともに、人権教育事業を推進します。
79	児童虐待への迅速かつ適切な対応	児童相談所、保健所、警察、認定こども園、学校、親や家族等の関係者、主任児童委員などの連携を強化し、要保護児童対策地域協議会を中心に問題解決にあたります。

第2節 計画の推進体制

1 計画の推進にあたっての役割分担と連携

各施策については、庁内主管課及び関係各課において推進し、年度毎に各事業の進捗状況を把握していきます。

施 策	事 業	担当課・ 関係機関
①庁内推進体制の整備 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況については年度毎にその進捗状況等を把握し、計画を総合的に推進するため、庁内連携を強化し、担当者による情報共有を行います。	・庁内担当部署の 連携強化 ・庁内担当者の 情報共有	子ども未来課 関係各課
②事業計画進捗状況の評価と公表など 行政とは別の視点から計画の進捗状況を定期的に検証・評価するとともに、必要に応じて関係団体などから意見聴取を行い、施策展開への反映を図ります。	事業計画進捗状況の評 価・公表	子ども・子育て 会議

2 進行管理

本計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者（保護者）や支援者、保育・教育関係者などから構成される「当別町子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議する場として議論を行ってきました。

計画策定後も、計画の実施状況の進行管理や評価について、「PDCAサイクル※」の流れに沿い、「当別町子ども・子育て会議」で継続的に審議を行い、点検・評価の結果については、広く公表してまいります。



※PDCAサイクル：政策の策定から見直しまでを一貫し、円滑に進めるための手法の一つで、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことにより、政策実行を継続的に改善し、次期の政策策定等へ反映させる。